

第2期

京丹波町教育振興基本計画

京丹波町教育委員会

目 次

1 教育振興基本計画の位置づけ	2
2 第2期教育振興基本計画の計画期間	2
3 計画の基本的な考え方	3
(1) 基本理念	
(2) 目指す子ども像	
(3) 目指す人間像	
4 施策推進の視点	5
5 施策の推進方策	7
6 施策の展開	8
推進方策1:豊かな学びの創造と確かな学力の育成	
推進方策2:豊かな心(人間性)の育成と多様性の尊重	
推進方策3:健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	
推進方策4:学びを支える安心安全な教育環境の整備・充実	
推進方策5:学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上	
推進方策6:誰もが生涯学び、活躍できる環境の整備	
推進方策7:京丹波の豊かな自然、歴史、文化の保存・継承・活用	
7 計画の推進に向けて	19
(1) 計画の推進体制	
(2) 計画の周知	
8 計画の策定経過	20

1 教育振興基本計画の位置づけ

- 教育振興基本計画は、教育基本法において、地方公共団体が定めるよう努めることとされており、長期的な展望に立って、京丹波町の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京丹波町のよさを生かした京丹波町ならではの教育」を進めていくための指針となるものです。
- 国の新たな教育振興基本計画や京丹波町の行政運営の指針である「京丹波町総合計画」、京都府教育委員会が示す「京都府教育振興プラン」を踏まえた教育行政における計画であり、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整を尽くし、町長が定める「大綱」として、教育政策の方向性を共有します。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の進行に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政運営の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

2 第2期教育振興基本計画の計画期間

計画期間は、令和6年度から15年度までの10年間です。

基本理念を実現するための「推進方策」については、施策の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、中間見直しが必要であると考えています。

3 計画の基本的な考え方

これからの時代の地域社会を支えるのはそこに住む人々の総合的な力であり、まちづくりの基本となるのは人づくりです。人づくり、すなわち教育こそが、京丹波町の未来を創り上げる源になるのです。

町政運営の羅針盤である京丹波町総合計画に掲げられた基本方針を本町教育の基本理念として定め、「目指す子ども像」や「目指す人間像」、7つの「推進方策」を掲げて取組を推進していきます。

(1) 基本理念

「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくりへ」

(京丹波町総合計画後期計画・基本方針 2)

(2) 目指す子ども像

「元気なあいさつ、明るい笑顔、仲間を大切に

未来に向かって進む京丹波っ子」

(3) 目指す人間像

「多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、健やかで幸せな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができる人」

－計画が目指す子ども像、人間像とは－

平成 23 年に東日本大震災が発生し、第 1 期の教育振興基本計画の策定以降後も、本年 1 月の能登半島地震など、日本の各地で想定を超える自然災害が頻発しています。また、新型コロナウイルスの感染症拡大により、様々な制限の中での生活を経験するなど、これまでの日常が一変することにもなりました。地域や学校の安心・安全など教育面での課題が浮き彫りになるとともに、人と人とがつながる絆の力が見直されるようになり、学ぶことや働くことなど生き方に関する人々の価値観も大きく変わろうとしています。

こうした時代であるからこそ、「社会がどのように変わろうと、その変化を前向きに受け止められる人」「社会の変化にただ流されるのではなく、学んだことを活かして答えのない問いに挑み、自分の力で考え、判断し、主体的に行動できる人」「多様な人とつながり支え合いながら、社会の一員としての責任を果たし、価値観が多様化する社会において、自分らしく健やかで幸せな未来を創り出せる人」が、求められています。

その人づくりを担う教育のあり方もまた、変わっていく必要があります。多様な価値観と多様な学び方が広がる中で、地域や学校の意義や学ぶことの意義が改めて問われるようになりました。

超スマート社会やグローバル社会への対応として、AIの力を活用する一方で、人間の強みである想定外の事態に向き合い最適解を導き出す力や新たな価値を生み出す力を育成することが必要です。現代社会を生き抜いていくための力、社会の担い手として生きる力を育てていくことは、さらに重要度を増しています。

そのためには、多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支えるICTや先端技術を効果的に活用し、時代の変化に応じた教育を行わなければなりません。また、教員自身が教職生涯を通じて探究心をもって学び続け、時代の変化に対応しながら求められる資質や能力を身に付けていく必要があるのです。

また、少子高齢化の加速による人口減少や人間関係の希薄化など、地域にも様々な課題が生じています。このような課題に向き合い、社会教育では、地域と学校の協働による学校を核とした地域づくりを推進し、地域住民の誰もが生涯にわたり、健やかでいきいきと学び、活躍できる環境をつくるとともに、住み慣れた地域への愛着と誇りを醸成するため、京丹波の豊かな自然、歴史、文化などを「地域の宝」と捉え、これらを調査研究・保存・継承・活用していく必要があります。

京丹波町教育委員会では、第 1 期からの「**元気なあいさつ、明るい笑顔、仲間を大切に未来に向かって進む京丹波っ子**」という目指す子ども像を踏襲するとともに、新たに目指す人間像（「**多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、健やかで幸せな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができる人**」）を定め、子どもから大人まですべての人々が多様な人々と協働しながら、将来の予測困難な社会の変化や新たな課題を恐れず、前向きに受け止め、乗り越えていくために、人権尊重の基盤のもと、自ら主体的に学び続けることができる「京丹波町のよさを生かした京丹波町ならではの人材の育成」を推進していきます。

4 施策推進の視点

京丹波町の教育の基本理念を実現するために、今後様々な施策を企画・立案し推進していく上で、すべての施策に共通して常にもっておくべき視点として、次の四つを掲げます。

○学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを活かしてつなげる教育

人権教育を基盤とし、すべての子どもが「包み込まれているという感覚」と「自己肯定感」を育むことができる環境を整えていくためには、学校はもとより家庭や地域がそれぞれの役割と責任と強みを自覚し、地域社会総がかりで教育に取り組むことが大切です。

学校は、学校教育のもつ意義や教員に課せられた崇高な使命を再認識し、その専門性を発揮しつつ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指す」という目標をもち、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともに歩む学校」へと転換する必要があります。

子どもが生まれてから最も長い時間を過ごす家庭は、基本的な生活習慣を確立し人格形成の基礎を培う幼児期の教育の中核を担う場であり、「包み込まれているという感覚」の基礎を築くものです。

親の笑顔が子どもの笑顔をつくります。家庭が子どもたちの安心できる場となり、大人が子どもたちに正しい価値観や倫理を教え、社会の一員として成長させることが重要です。家庭の教育力が弱まっていると言われる昨今、子どもの教育の第一義的責任をもつ保護者がその責務を果たすことができるように、社会全体で適切な支援を行っていく必要があります。

コミュニティの一員として子どもたちを迎え入れることとなる地域は、その成長を見守り支えることで、子どもの社会性や将来性を育む場です。

地域の住民、地域に立地する企業等が子どもの教育に関わることは、人と人との新しい縁や子どもの地域に対する関心・愛着を生み、ひいては地域の課題解決や地域振興にもつながります。子どもたちが成長し幸せに暮らしていけるまちづくりに向けて、地域は、「支援」にとどまらない学校との「連携・協働」を目指すことが必要です。

○多様な子どもたち一人ひとりを大切に、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばす教育

すべての子どもが、よりよい社会と幸福な人生の創り手として生きていけるようにするためには、子どもたちの多様な個性と能力を尊重し、子どもたちを取り巻く様々な環境や価値観などに正面から向き合い、教育もまた進化していく必要があります。

子どもたちの学びに向かう意欲をさらに高めるため、学校から一歩踏み出し、学校以外の様々な機関とも連携しながら、子ども一人ひとりの能力や適性等に応じた教育を進めていくことが大切です。そのためには、教員の資質向上が必要であり、中でも総合的に学びをコーディネートする力を高めていくことが求められています。

また、誰もが将来の自立を見据えて学ぶことが大切です。様々な困難な状況におかれた子どもも安心して学ぶことができるよう、誰一人取り残すことのない教育を進めることにより、すべての子どもの可能性を最大限に引き出していかなければなりません。

○幼児期から生涯にわたり、校種等を越えて切れ目なく学ぶことができる教育

人間の発達段階に合わせて、確かな学力・豊かな心・健やかな身体をバランスよく育み、「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」を身に付けていくためには、幼児期から生涯を視野に入れた連続性のある教育を進めていくことが大切です。

進学に伴う新しい環境への不適応等の課題を解決し、一人ひとりの心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、こども園と小学校、小学校と中学校というように、園・学校間の連携により、円滑な接続を図っていかねばなりません。

また、小・中学生と高校生の交流や小・中学生と特別支援学校の児童生徒との交流などの取組や町民大学など町民の生涯学習の成果を子どもたちの学びに活かす取組、小・中学生の学びを地域に発信したり、提起したりする取組は、地域に根ざした学校ならではの強みです。

さらに成人に対しては、地域への誇りの醸成を目的に、町の資源、人材の歴史、功績等にふれる「町民大学」などの学習の機会を設けています。また、令和5年度に開設した図書館においては、乳幼児から高齢者まで、全年齢層が自主的に学ぶことができる「どこでも図書館」としての活用を推進しています。

このように、人生100年時代において生涯学び続けるために必要となる力の基礎を、学校教育と社会教育という2つの柱で連携しながら育てていきます。

○地域でともに学び支え合う持続可能な社会の実現に向けた教育

社会教育は、地域住民が自主的に共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有しています。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けた施策が講じられています。これらの施策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となります。

地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「ふれあい」や「つながり」、「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められます。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となります。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされます。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要があります。

5 施策の推進方策

推進方策1:豊かな学びの創造と確かな学力の育成

推進方策2:豊かな心(人間性)の育成と多様性の尊重

推進方策3:健やかな体の育成、

スポーツを通じた豊かな心身の育成

推進方策4:学びを支える

安心安全な教育環境の整備・充実

推進方策5:学校・家庭・地域の連携・協働による

地域の教育力の向上

推進方策6:誰もが生涯学び、活躍できる環境の整備

推進方策7:京丹波の豊かな自然、歴史、文化

の保存・継承・活用

6 施策の展開

推進方策 1: 豊かな学びの創造と確かな学力の育成

園・学校校種間及び学校と地域社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成を図る。

重点1: 乳幼児期からの教育の充実

○幼児教育推進体制の充実

幼児教育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を図るため、幼児教育指導主事を配置するなど、こども園への助言に加え、研修機会の提供、調査研究、情報提供等を行うとともに、幼児教育関係者のネットワークを構築します。

○保育・教育内容の充実

乳幼児期に様々な体験を積み重ね、心身ともに健やかに成長することができるよう、温かい人や地域との交流、豊かな自然や伝統文化をいかし、乳幼児の望ましい成長や発達に応じた質の高い保育・教育の向上を目指すとともに、特別な支援が必要な幼児に対する適切な指導体制の確立と継続的な教育相談の充実を図ります。

○小学校教育との円滑な接続の推進

こども園、小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、教育の内容や方法等の相互理解を深め、一人ひとりの育ちが小学校教育へとつながるよう接続の充実に取り組みます。

○子育て支援体制の充実

地域の子育て支援施設と子育て家庭のつながりをつくり、子育て家庭の孤立の防止、保護者の学びや育ちを支援します。

重点2: 「学びを育む京丹波町メソッド」による確かな学力を育む教育の推進

○生きて働く知識・技能(基礎、基本)の確実な定着

付けたい力を明確に、「めあて」から「振り返り」まで一貫した授業を展開するとともに、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導を通して、基礎、基本の確実な定着を図ります。

○未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成

子ども同士が学び合い、互いに考えを深める中で、物事を多面的に見る力、論理的に説明をする力を伸ばし、正解のない問いに対して最適解を導き出す課題解決能力の育成を図ります。

○学びに向かう力、人間性等の涵養

学びを自分ごとと捉え、自ら目標や課題を持ち、見通しを持って粘り強く取り組む力が付く単元構成、自らの学びを振り返り次に活かす力を育む授業を通して、子どもを主体的、自立的な学習者へと育てます。

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

「人」台端末等活用したICTの強みを活かした授業改善を推進するとともに、言語活動を通して協働的に学び合う学習指導を充実します。

○新しい時代に求められる資質・能力の育成

地域をフィールドとした課題解決型の探究的な学びを推進するとともに、福祉体験や職場体験学習等を通して社会性を育成し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の豊かな学びを創造します。

○新たな学びや発表の機会の創出

科学体験イベント「わくわくサイエンス」などを通して、新しい知識を獲得することへの好奇心や意欲を高めます。また、「ジュニア世代の学びと提案」発表会など、課題解決型の探究的な学びの発表の機会を創出するとともに、行政機関や地域との連携・協働のもと、子どもたちの提案を実践する機会を創出し、自己肯定感が高まる取組を推進します。

重点3：園、小・中学校、高等学校の円滑な連携、接続の推進

○「学びを育む京丹波町メソッド」に基づく学びのスタイルの連結

園小連携を推進し、遊びを通しての学びを、学習を通しての学びに繋げます。また、小・中学校で「学びを育む京丹波町メソッド」の理念である「環境づくりと授業の工夫」、「単元構成」、「めあてから振り返りまで一貫した授業」を共有することで、共通した学びのスタイルを実現し、子どもの学びをスムーズに積み上げます。

○須知高校との連携と活性化支援

行政機関、町内の企業を含む地域全体で、須知高校の教育の活性化を支援します。また、須知高校教員の専門性を活かした出前授業や、須知高校生との交流を通して、児童生徒の学びをより広げたり、深めたりする機会を提供します。

推進方策2：豊かな心（人間性）の育成と多様性の尊重

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育全体で育み、子どもの最善の利益の実現とウェルビーイングの向上を図るとともに社会の持続的発展の基盤を育む。

重点1：ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育の推進

○人への思いやり、豊かな感性、道徳性の育成

道徳教材の充実や集団活動、豊かな交流活動を推進し、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育む取組を充実します。

○ふるさとの伝統と文化を守り、受け継ぐ心と技の育成

「京丹波町」にある自然・歴史・伝統・文化などを学ぶ機会の充実を図り、それらを継承・発展させ次代の「京丹波町」の構築に向けて行動できる人材を育成する取組を推進します。

○友好町等との交流の推進

友好町・福島県双葉町との文化交流、子ども交流を実施し、心の交流を推進するとともに、町との協力協定を締結した十文字学園女子大学をはじめ、協定先団体との交流を推進します。

○持続可能な中学校部活動のあり方（地域移行のあり方）の検討

生徒にとって望ましい持続可能な文化系部活動と教職員の働き方改革の両立を実現するため、家庭や地域、文化団体と連携しながら、部活動のあり方を検討します。

重点2：差別を許さない、一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育の推進

○いじめや暴力行為を許さない教育の推進

児童生徒の些細な変化に敏感に気づくことができるよう、すべての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応・再発防止に努めます。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校とPTAや地域の関係団体、家庭の組織的な連携を推進します。

○不登校児童生徒等に対する学びの保障

心のケアを行うスクールカウンセラーや別室登校に対応する心の居場所サポーターなど、不登校児童生徒に対する教育相談機能を充実し、個々に寄り添ったきめ細かな支援ができるように努めます。

○人権尊重の理念や様々な人権問題に関する指導方法の工夫改善

様々な人権問題に関する学習及び多様性を尊重する学習を充実し、あらゆる人権問題の解決に向けた実践的な行動力を育成するために、教材の開発や指導方法の工夫改善を推進します。

○新たな人権課題への的確な対応

情報化の進展や社会情勢の変化に伴って多様化・複雑化する人権問題についての認識を深め、教職員自らが人権教育推進の担い手としての自覚を高めるとともに、人権教育に

関する実践力・指導力を向上させるための研修を充実します。

重点3：個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

○個々のニーズに対応した切れ目のない支援体制の充実

校（園）長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内支援体制を確立するとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実及び外部人材の活用の推進等により、就学前から学齢期まで切れ目のない支援体制を構築します。

○校内体制の充実及び幼児、児童生徒の実態把握と関係機関との連携の推進

全ての学校（園）において、障害のある子どもの支援のあり方等について検討を行う校（園）内委員会や特別支援教育コーディネーター、特別支援学校に設置されている地域支援センターなどを活用しながら、一人ひとりの実態を的確に把握し、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

また、通級指導教室を計画的かつ適切に配置し、最新の知見を踏まえながら、特別支援学級と併せ、弾力的な活用を図ります。

○保護者及び地域社会への啓発の充実

特別支援教育に対する保護者・地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組を推進します。

推進方策3：健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健や食育の推進により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

重点1：学校や地域におけるスポーツ機会の充実

○ホッケー、カヌー競技の普及・強化

幼児期からの体験教室やスポーツ少年団、中・高部活動への支援、全国規模の大会の招致などを通して、京都国体からの町のスポーツとも言えるホッケー競技、カヌー競技の普及、強化を図り、地域の活性化はもとより、交流人口の増加を図ります。

○持続可能な中学校部活動のあり方（地域移行のあり方）の検討

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教職員の働き方改革の両立を実現するため、家庭や地域、スポーツ団体と連携しながら、部活動のあり方を検討します。

○京都トレーニングセンターの活用による体力・運動能力・競技力の向上

京都トレーニングセンターにおけるスポーツ医・科学的サポート機能を活用し、児童生徒の体力・運動能力・競技力の向上や町民の健康づくりを推進します。

○地域におけるスポーツ機会の充実

町スポーツ協会や町スポーツ少年団を中心とした競技スポーツや町スポーツ推進委員による生涯スポーツの普及振興を通して、誰もがスポーツに親しむことができる機会の充実に努めます。

重点2：食の宝庫としての特色を生かした食育の推進

○ふるさとの食材を生かした食育の推進

地域の食文化への興味・関心を高めるため、「きょうと食いく先生」の協力を得るなど、地場産物・有機農産物を活用した京丹波町ならではの学校給食を創造することにより、食育を推進します。

○安心安全な学校給食による食育指導

子どもたちが食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう「生きた教材」である安心安全な学校給食を活用した実践的な食育指導を行います。

○家庭における食育の充実

子どもたちが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食での取組を「保健だより」や「給食だより」などで定期的に発信し、家庭や地域における食育の充実に努めます。

○多様な食文化の理解と継承

友好町の福島県双葉町の郷土料理などの多様な食文化の理解と日本人の伝統的な食文化（和食）の次世代への継承のための取組を推進します。

推進方策4：学びを支える安心安全な教育環境の整備・充実

学校施設について、安心安全を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進め、教育環境を充実する。さらに、子どもたちが安心安全な学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

重点1：安心安全な教育環境の整備・充実

○感染症予防、熱中症予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症など、感染症の対策として、学校医や保健所等の専門機関の指導のもとで感染防止対策を推進するとともに、熱中症予防のため、各種学校行事の実施時期の検討や施設備品の整備を推進します。

○学校危機管理対策の充実

「学習機会と学力の保障」に加え、「身体的、精神的な健康の保障（セーフティー ネット）」を学校教育の本質として捉え、自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても学びを止めない危機管理体制の充実を図ります。

○通学路の安全対策の推進

学校、家庭、地域、警察、道路管理者等の関係機関が連携・協働しながら、登下校時の見守り活動など通学路の安全対策を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全対策を講じます。

○学校施設等の適正な維持管理と長寿命化

安心・安全で快適な環境における豊かな学びの実現に向けて、社会環境の変化に対応した学校施設等の適正な維持管理と長寿命化を図るとともに、施設のあり方を検討します。

○自分ごとと捉える実践的な防犯・防災教育等の推進

危険を予測し的確に判断できる力を育成するために、自分ごとと捉える実践的な防犯・防災の教育及び避難訓練等を充実し、子どもの安全意識・能力の向上を図ります。

重点2:ICT教育環境の整備・充実

○ICT教育環境の充実

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させるため、1人1台端末機器を用いたデジタル教材等の効果的な活用の促進を図るとともに、計画的な端末機器の更新を行います。

○校務DXの推進

教職員の負担軽減・働きやすさの向上や校務系・学習系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化を目指し、次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）の実現に取り組みます。

重点3:教職員の資質や指導力の向上

○教職員の資質・指導力向上

「学びを育む京丹波町メソッド」を踏まえた授業づくりの研究・研修の活性化を推進するとともに、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成します。

○教職員の働き方改革の更なる推進

ICT環境の整備やスクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、スクール・サポートスタッフ、部活動指導員等の配置、共同学校事務室の設置などで、教職員の働き方改革の更なる推進を図ります。

推進方策5：学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子どもたちが安心して活動できる居場所づくりや地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進する。

重点1：家庭の教育力の向上

○家庭教育支援体制の整備・充実

家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への切れ目ない支援のため、町子ども家庭センターなどとの連携のもと、地域社会全体で支え、家庭に寄り添う支援体制の整備と充実を図ります。

○子育てのための学習機会の充実

子育ての悩みや不安を抱く保護者を対象とした講座の開催や家庭教育資料の提供など、子どもの発達段階に応じた子育てに関する学習機会の充実に努めるとともに、保護者同士の交流の場について、情報提供します。

重点2：教育を支えるコミュニティづくりと地域の教育力の向上

○地域社会の教育力の向上と地域の活性化

地域社会全体で子どもの学びや育ちを支える地域学校協働本部を支援し、学校と地域とのさらなる深い協働活動を行うことで、地域社会全体の教育力の向上や地域の活性化を図ります。

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

すべての小・中学校に設置のコミュニティ・スクール(学校運営協議会)と小学校の地域学校協働活動の一体的な推進による「地域とともに歩む学校」を目指します。

○地域の教育力の向上を図る研修機会の充実

地域学校協働活動推進コーディネーターの養成・資質向上に向け、交流会やスキルアップなどの研修機会の充実を図ります。

○地域人材・地域教材の有効活用

子どもが地域への理解や愛着を深めるため、地域の人材や文化などを地域教材として有効に活用します。

○社会の変化に対応した学校と地域のあり方の検討

学校に期待される社会的役割、多様な児童生徒のニーズ、少子化、高齢化の進行などの社会情勢の変化や地域の特性を踏まえ、学校と地域のあり方を検討し、魅力ある学校づくりと地域づくりを推進します。

重点3：青少年の健全育成

○放課後児童クラブの充実

保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童が安心して過ごせる居場所としての放課後児童クラブの充実を図ります。

○子どもの健全育成と安心安全を確保するための環境づくり

町青少年育成協会を中心に、家庭、地域、教育福祉関係団体などが連携して、「地域の子どもは地域で守り育てる」という考え方のもと、子どもの健全育成と安心安全確保のため、見守り活動などの取組を推進します。

推進方策6：誰もが生涯学び、活躍できる環境の整備

人生100年時代を見据え、すべての人のウェルビーイング※の実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつなげるよう、誰もが生涯学び、活躍できる環境を整備する。

※ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

重点1：人権教育の推進

○多様な学習内容、学習機会の提供

社会情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、町人権啓発推進協議会を中心とした研修会をはじめ、人権映画会、人権講演会を開催するなど学習機会を提供します。

○主体的な人権学習活動の推進

地域や職場などでの主体的な人権研修の実施を促すため、各地域の人権学習推進員や町内事業所の人権担当者に対する視聴覚ライブラリー等の学習教材の情報提供など、きめ細やかな支援を行います。

○人権教育推進のための人材育成

人権指導者研修の充実により、学校、家庭、地域、職場等の身近な生活の場における人権問題の解決に向け、主体的に行動できる人材を育成します。

重点2：生きがいつくりを支援する生涯学習の推進

○町民大学の充実による主体的な学習機会の提供

「地域の宝」を教材として、誰もが主体的に学ぶことができる「町民大学」等の学習機会の提供により、個人の生きがいつくりや地域社会の課題解決、地域への愛着と誇りづくりを推進します。

○生涯を通じた文化芸術活動の支援

生涯を通じて、文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、町文化協会を中心とした主体的な文化芸術活動を支援します。

○社会教育環境の充実

公民館等社会教育施設の適切な維持管理を図り、スポーツ団体や公民館サークルなど自主的な活動を支援するとともに、町ふるさと体験資料館と人形の家みやびを活用し、学校との連携を図り郷土文化の伝承等を図ります。

○持続可能な地域づくりの推進

地域の少子高齢化や人間関係の希薄化などの課題に対して、学校教育と社会教育の連携・協働による学びを通じて、地域の人々の「つながり」や「かかわり」を創り出し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進します。

重点3：図書館を活用した読書活動の推進

○きめ細かな図書サービスの提供と読書環境の充実

「学びを支え、未来をひらく、みんなに身近な『どこでも図書館』」を基本理念に、本館・分館・サテライト館が、生涯学習の拠点として、それぞれの特色を生かした運営を行い、読書環境の充実ときめ細かな図書サービスを提供します。

○こども園、学校、家庭、地域等における読書活動の推進

幼児から高齢者まで、すべての人に読書の楽しみを広げるため、こども園、学校、家庭、地域や福祉施設等と積極的に連携し、移動図書館車による訪問などにより、読書活動の推進を図ります。

重点4：スポーツによる健康増進とスポーツ参画人口の拡大

○地域におけるスポーツ機会の充実

町スポーツ協会やスポーツ少年団を中心とした競技スポーツや町スポーツ推進委員によ

る生涯スポーツの普及振興を通して、誰もがスポーツに親しむことができる機会の充実を図り、町民の健康寿命の延伸を図ります。

○京都トレーニングセンターの活用による体力・運動能力・競技力の向上

京都トレーニングセンターにおけるスポーツ医・科学的サポート機能を活用し、児童生徒の体力・運動能力・競技力の向上や町民の健康づくりを推進します。

○ホッケー、カヌー競技の普及・強化

幼児期からの体験教室やスポーツ少年団、中・高部活動への支援、全国規模の大会の招致などを通して、京都国体からの町のスポーツとも言えるホッケー競技、カヌー競技の普及、強化を図り、地域の活性化はもとより、交流人口の増加を図ります。

○見るスポーツ、支えるスポーツの推進

スポーツを実際にする人だけでなく、トップレベルの競技大会の観戦などのスポーツを見る人、そして、指導者やボランティアといったスポーツを支える人に着目した支援を行い、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。

推進方策7：京丹波の豊かな自然、歴史、文化の保存・継承・活用

京丹波の豊かな自然、歴史、文化財は、地域で愛され、誇りとして保存・継承されている。さらに、文化財を観光資源や地域の活性化のために活用する取組や、子どもたちが身近な文化財等にふれる取組を通じてその魅力が共有され、保存・継承を支える仕組みを構築する。

重点1：歴史・伝統文化の保存・継承・活用

○「地域の宝」（文化財・歴史・伝統文化等）の保存・継承・活用

地域の宝である文化財、歴史、伝統文化等の調査研究を行い、保存・継承・活用に資するための学習機会の提供や人材育成を図るとともに、文化財保護や伝統文化の継承への取組を支援します。

○世代間交流の積極的な展開と後継者の育成支援

小・中学校での人形浄瑠璃や和太鼓などの指導を通じて、子どもたちに地域の身近な伝統文化に触れる機会を設け、地域への愛着と誇りを醸成することにより、後継者の育成支援につなげます。

重点2：自然環境保全の意識向上

○歴史的、文化的景観の保存と活用

歴史的、文化的景観に関する学びの機会提供や、観光資源としての活用を図ることで、自然環境保全の意識の醸成を図ります。

○豊かな森とふれあう森林環境教育の推進

林業関係者の支援と協力を得ながら、学校における森林環境教育を充実し、豊かな森とふれあう木育を推進します。

重点 3:町民の文化・芸術活動の推進

○文化芸術に親しむ機会の充実

町文化祭の開催や文化サークルの主体的な活動を支援し、文化芸術に親しむ機会の充実に努めます。

7 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

京丹波町教育振興基本計画の取組を実現していくため、行政、学校、家庭、地域などが京丹波町の教育の「基本理念」や「目指す子ども像」「目指す人間像」さらに「推進方策」を共有し、協働の体制のもとお互いに連携・協力を図りながら効果的に施策を推進します。

(2) 計画の周知

京丹波町の教育の一層の振興を図るためには、町民一人ひとりが主体者となって、自らが学び他者に働きかけるなど、町全体で教育についての関心をさらに高め、学校、家庭、地域、行政が一体となって推進していくことが重要だと考えています。

そのために本町における教育の課題や基本理念、基本目標などが共有できるようホームページなどによる積極的な情報発信を行います。

8 計画の策定経過

月 日	内 容
令和5年5月10日～ 5月30日	・第2期教育振興基本計画策定に係る今期計画の評価と課題整理(町立小中学校校長、各種団体事務局からの意見集約)
令和5年6月6日	・第1回教育振興基本計画事務局会議
令和5年7月4日	・第2回教育振興基本計画事務局会議
令和5年9月1日	・第3回教育振興基本計画事務局会議
令和5年11月8日	・第4回教育振興基本計画事務局会議
令和5年12月4日	・第5回教育振興基本計画事務局会議
令和6年1月9日	・第6回教育振興基本計画事務局会議
令和6年1月22日～ 1月30日	・第2期教育振興基本計画事務局最終案に係る町立小中学校校長、各種団体事務局からの意見集約
令和6年2月6日	・第7回教育振興基本計画事務局会議
令和6年2月19日	・京丹波町教育振興基本計画策定委員会
令和6年2月19日～ 2月29日	・第2期教育振興基本計画素案に係る策定委員会委員、町立小中学校校長、各種団体事務局からの意見集約
令和6年2月27日	・京丹波町教育委員会定例会
令和6年3月5日～ 3月11日	・第2期教育振興基本計画(素案)に関する意見募集
令和6年3月7日	・第8回教育振興基本計画事務局会議
令和6年3月11日	・京丹波町社会教育委員会議
令和6年3月18日	・京丹波町総合教育会議 ・京丹波町教育委員会定例会

京丹波町教育振興基本計画策定委員会委員(敬称略)

組織区分	氏名	役職名
学識経験者	委員長 井戸 仁	京丹波町教育政策アドバイザー 立命館大学大学院准教授
教育関係者	坂本 正義	京都府立須知高等学校校長
	副委員長 谷口 恭子	京丹波町校長・園長会会長 京丹波町立蒲生野中学校長
	入江 貴美子	京丹波町校長・園長会副会長 京丹波町立竹野小学校長
	浦井 美紀	京丹波町立たんばこども園園長
各種団体を代表する者	梅原 主次	京丹波町文化協会会長
	一井 公子	京丹波町スポーツ協会会長
その他教育委員会が必要と認める者	澤井 安子	京丹波町社会教育委員代表
	津田 勝二	京丹波町教育委員(保護者委員) スポーツ推進委員長
	山根 里香	京丹波町教育委員(保護者委員)